

学校名 札幌医学技術福祉歯科 専門学校		設置認可年月日 昭和57年3月19日		校長名 天田 光彦		〒 064-0805 (住所) 札幌市中央区南5条西11丁目1289-5 (電話) 011-513-2111		所在地												
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地														
学校法人西野学園		昭和43年1月10日		前鼻 英蔵		〒 063-0034 (住所) 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514														
分野	認定課程名		認定学科名			専門士		高度専門士												
医療	専門課程		歯科衛生士科			平成6年文部科学省 認定		-												
学科の目的	学校教育法並びに歯科衛生士法に基づき、授業や演習、医療機関での実習を行い、歯科衛生士として必要な実践能力及び専門的知識・技能を習得させるとともに、その徳性を養わせることを目的とする。																			
認定年月日	平成27年2月25日																			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	講義		演習	実習	実験	実技												
3年	昼間	2820時間	1285時間		105時間	1430時間	-	-												
生徒総定員	生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数	兼任教員数		総教員数												
150人	71人		0人		6人	39人		45人												
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学習成績の評価は、定期試験(論文含む)、または演習、実習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料(レポート等)に基づいて総合的に行う。 科目の成績の総合評価は、100点法をもって行う。 科目の評定は総合評価に基づいて秀・優・良・可・不可の5段階で行う。															
長期休み	■学年始:4月1日～4月10日 ■夏 季:8月7日～8月31日 ■冬 季:12月24日～1月17日 ■学年末:3月18日～3月31日			卒業・進級 条件	教育課程編成委員会並びに学科会議において卒業認定の方針(ディプロマポリシー)を定め、公表している。 校長は、学則に定められた当該学年に履修すべき科目のすべてを修得し、学校納入金を完納した者に対して、進級を認める。また、当該学科所定の修業年限以上在学し、履修すべき科目のすべてを修得し、学校納入金を完納した者に対して、卒業を認める。															
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 「医療・福祉の現場で求められる人材の育成」を達成するために学校生活での様々な悩みや問題に対して相談に応じ、円滑に過ごせるようサポートする。入学前教育から、国家試験対策やスキルアップの支援まで、目標の実現を支えていく。			課外活動	■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 学園祭 パスハイク 新入生歓迎会、地域清掃															
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 病院・歯科診療所 ■就職指導内容 挨拶、身だしなみ、ビジネスマナー、履歴書添削、面接練習 ■卒業生数 41 人 ■就職希望者数 38 人 ■就職者数 38 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 92.7 % ■その他 ・進学者数 0名 (令和 3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報) <table><tr><td>資格・検定名</td><td>種別</td><td>受験者数</td><td>合格者数</td></tr><tr><td>歯科衛生士</td><td>②</td><td>40人</td><td>39人</td></tr><tr><td>普通応急手当講習Ⅱ</td><td>③</td><td>18人</td><td>18人</td></tr></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	歯科衛生士	②	40人	39人	普通応急手当講習Ⅱ	③	18人	18人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																	
歯科衛生士	②	40人	39人																	
普通応急手当講習Ⅱ	③	18人	18人																	
中途退学 の現状	■中途退学者 6 名 ■中退率 6 % 令和3年4月1日時点において、在籍者99名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在籍者93名(令和4年3月31日卒業者を含む) ■中途退学的主要原因 進路変更、家庭問題 ■中退防止・中退者支援のための取組 学校での学習がスムーズに行えるよう、入学前の基礎学力向上の取り組みから入学後の専門課程の学習、国家試験合格までを継続的にサポートする。また、学生サポートセンターと連携し、担任や臨床心理士が学生生活を送るうえでのトラブルや悩みを聴き、より良い解決法を共に考えていくほか、経済面など生活全般についての相談や学生の心身の健康管理に関する相談を行っている。																			

経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：有 ※有の場合、制度内容を記入 1. 西野学園修学サポート (1) 西野学園各専門学校の在学学生または卒業生の親・子・兄弟・姉妹が本校へ入学した場合、初年度に10万円を支援します。 (2) 総合型選抜および社会人選抜の入学試験にて受験し本校へ入学した方に対して、初年度に10万円を支援します。 2. 西野学園学費支援制度 経済的理由から学校納付金納入が困難な状況で、学業成績が平均水準以上で日常生活態度が良好な方に対し、第Ⅲ期学校納付金額を上限に支援します。 3. 遠距離通学サポート制度 遠距離(JRで概ね100km超)および経済的に進学が困難な方を対象として、通学定期券の半額を支援する制度です。 ■専門実践教育訓練給付：給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 2名
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価：無 ※有の場合、例えば以下について任意記載
当該学科のホームページURL	http://www.nishino-g.ac.jp/

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

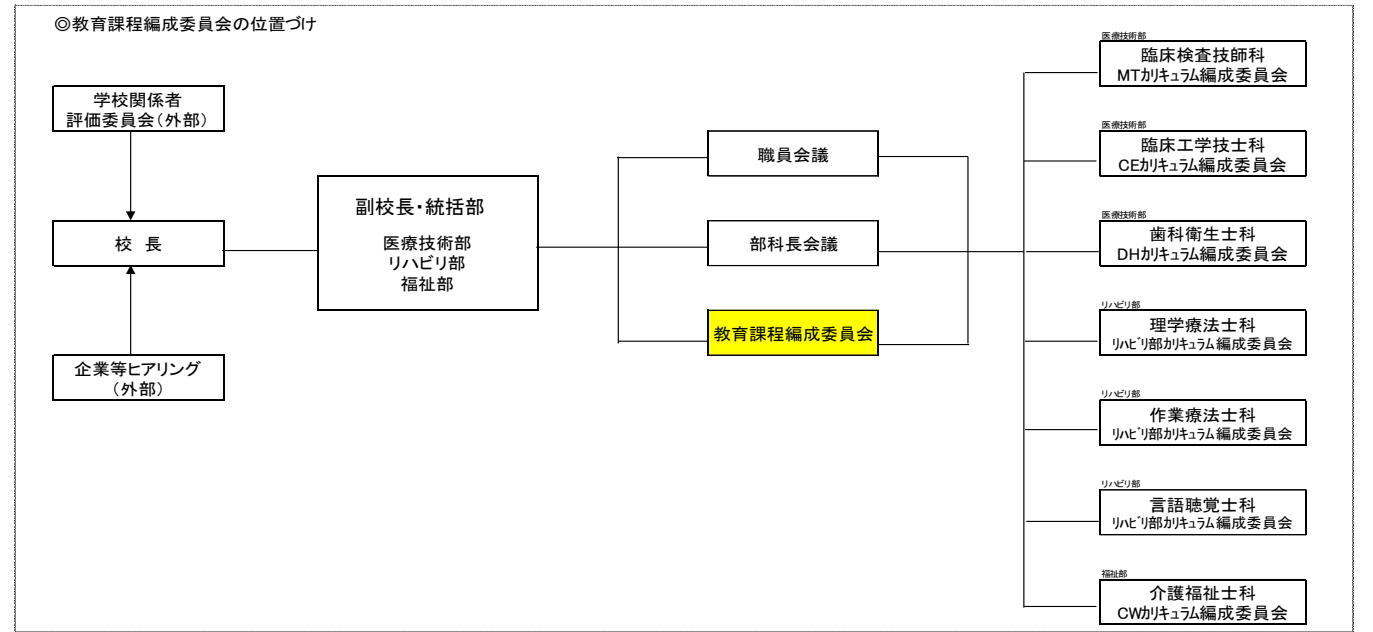
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

臨床実習指導者連絡会議を開催し、実習指導者である歯科医師、歯科衛生士、本校関係者(校長・副校長・専任教員)の出席の下でカリキュラムの構成、授業・実習内容、評価項目等について検討する。また、西野学園本部学生サポートセンター就職支援担当が実施している就職先である歯科医院、病院等へのヒアリングの内容(本校の教育内容について優れている点、より一層指導が必要な事柄や教育に対する要望)を把握し、知識・技能の教育に留まらず幅広い人材育成に必要な内容について学科会議、教育課程編成委員会において慎重に議論を行い、教育課程の編成に反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- ① 学科のカリキュラム編成委員会にて教育課程の原案を作成する。
- ② 教育課程編成委員会へ変更案を提出し、助言及び評価意見と共に学科のカリキュラム編成委員会へ戻す。
- ③ 学科のカリキュラム編成委員会にて作成された修正案を教育課程編成委員会にて再審議し、承認が得られたならば副校長へ進達、不備があれば再度学科のカリキュラム編成委員会へ差し戻す作業を複数回繰り返す。
- ④ 副校長が養成所指定規則との整合性や学校関係者評価委員会および企業等ヒアリング等で寄せられた意見等の反映具合等をチェックし、校長へ上申する。
- ⑤ 校長は案の作成過程等を副校長および学科長へヒアリングの後決裁し、教育課程案が決定される。



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年11月24日現在

名 前	所 属	任期	種別
小林 元子	一般社団北海道歯科衛生士会札幌支部 監事	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	①
西野 由郷	山麓通り歯科診療所 院長	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	③
時永 広之	札幌医学技術福祉歯科専門学校 医療技術部副校長	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	—
稲垣 直子	札幌医学技術福祉歯科専門学校 医療技術部 歯科衛生士科 学科長	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	—
川平 景子	札幌医学技術福祉歯科専門学校 医療技術部 歯科衛生士科 主任	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回（8月、3月）

(開催日時(実績))

第1回 令和4年7月6日 10:00～12:00

第2回 令和5年1月末までに開催予定

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①カリキュラムが完成年度を迎えたが、コロナ過で問題抽出までには至っていない。しかし、現在の学生の状況から科目間の繋がりの重要性和連続性を持たせる内容が必要ではないかとの意見をいただいた。国家試験の出題基準も変わり、より専門性の高い内容を求められるようになってきていることから、次の新カリキュラム作成にあたり問題抽出と今のニーズを吟味し反映させていきたい。

②臨床実習に向けて、専門的な知識技術の習得のためにOSCE実施も必要であるが、実習中のモチベーション維持と実習に取り組む意欲を上げるためにもソーシャルスキルをあげるカリキュラムの作成を実習担当者の皆様にも多方面からご意見をいただきながら、今後の指導に活かしていく必要がある。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 学内の授業では歯科関係企業から講師を招いて最新の知見と歯科衛生士業務を行うための実習、演習を展開すること。
- ② 学外で行う臨床実習では、事前に申請、承認を得た臨床実習先（一般歯科、小児歯科、矯正歯科の各開業医並びに口腔外科、高齢者歯科を専門とする総合病院内の歯科）と実習指導教員に実習を依頼し、学科の経営目標に基づく人材育成を目指して実習目的、実習目標を相互に理解し実習を行うこと。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ① 各学年の授業で、臨床における新しい分野の知見と機器の理解を深めるために企業等と連携し協力を得て授業を行っている。具体的には歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導に関連して、口腔領域の臨床検査に關すること、歯周治療の一環として行うSRPに関する授業、器具のシャープニング、歯科保健指導用機材の特長と使用に關すること、インプラント手術時の医療安全管理、レーザー治療に關すること、ホワイトニング、歯科技工物の作製過程等がある。
- ② 臨床実習は、実習開始前に指導者会議を開催して実習目的および実習内容、評価方法などを説明し歯科医師・歯科衛生士から意見を頂いている。実習開始前には担当教員が実習先を訪問し配置学生に対する指導上の留意点や配慮していただきたい事柄等を伝達し実習全体の打ち合わせを行う。各実習期間中には専任教員が1回以上実習先を訪問し、実習指導者から学生の到達度や実習状況について聴き、意見を頂いている。学生個々が実習目標を達成するためにはどのように指導し、行動変容を促していくか学科教員と実習指導者で緊密に連携しながら指導している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
歯科予防処置Ⅰ、Ⅲ	齲蝕、歯周疾患の予防と継続的な口腔健康管理を行うための知識と技能を習得する	白水貿易株式会社
歯科保健指導Ⅰ	疾患を抱えている人に対して病気が治癒するように、また健康な人に対しては、健康状態を保ち快適な生活を営むために必要な歯科保健指導および歯科衛生教育の基本的知識・技術を習得し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養う	株式会社モリタ
臨床実習Ⅰ	口腔保健を担う専門職として、学内で習得した知識・技能・態度を、臨床の場において実践できる能力を養う	デンタルクリニック大通り、山麓通り歯科診療所、ハロー小児歯科・歯科口腔外科、旭山小児歯科、おかもと矯正歯科クリニック 総数32施設
臨床実習Ⅱ	口腔保健を担う専門職として、学内で習得した知識・技能・態度を、臨床の場において実践できる能力を養う	札幌西円病院、山麓通り歯科診療所、ハロー小児歯科・歯科口腔外科、たけいし歯科、なかきた歯科クリニック 総数30施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教職員研修規程に則り、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等を教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて受講させることを基本方針とする。

また、校長は計画的に受講させるために年間研修計画を策定し、①専攻分野における実務に関する研修等、あるいは②指導力の修得・向上のための研修等を受講させる。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	2022年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅱ	連携企業等:	
期間:	令和4年8月1日～8月5日	対象:	歯科衛生士専任教員
内容	実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質の向上をはかることを目的としている。		
研修名:	2022年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ	連携企業等:	
期間:	令和4年8月22日～8月26日	対象:	歯科衛生士専任教員
内容			
研修名:		連携企業等:	
期間:		対象:	
内容			

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	公開授業	連携企業等:	
期間:	令和4年4月～令和5年2月(全教員対象)	対象:	教員
内容	全教員が当該年度に1度公開授業および授業検討会を行い、個人の授業スキルアップを図っている。授業指導案、コマシラバス、確認テストまたは到達度評価表を用い授業展開をする。学園教学マネジメント室による授業評価も行っている。		
研修名:	令和4年度西野学園 S1・S2教職員研修	連携企業等:	
期間:	令和4年8月4日(木)	対象:	教職員
内容	アンコンシャス・バイアス～人とチームを蝕む無意識のバイアス～		
研修名:	令和4年度第1回文部科学大臣認定「職業実践専門課程」に係る研修会	連携企業等:	北海道市立専修学校 各種学校教員能力認定委員会
期間:	令和4年8月2日(火)	対象:	教職員
内容	コーチングの理論とその活用方法について		
研修名:	令和4年度西野学園研修会「キャリア教育とカリキュラムマネジメント」	連携企業等:	
期間:	令和4年8月30日(火)	対象:	教職員
内容	講義及びグループディスカッション「今取り組むべきキャリア教育の具体的内容」		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	米国式予防歯科ProphylaxisプロフィールAdvanceコース	連携企業等:
期間:	令和4年12月20日-令和5年1月20日(オンライン配信)	対象: 歯科衛生士
内容	歯科予防処置に関すること	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	令和4年度第2回職業実践専門課程に係る研修会	連携企業等:
期間:	令和4年12月22日	対象: 専修学校教職員
内容	学生指導に活かす認知行動療法	
研修名:	令和4年度冬季教職員研修会	連携企業等:
期間:	令和5年1月13日(金)	対象: 教職員
内容	共育を実現する学生とのコミュニケーション～傾聴とコーチングを手掛かりとして	
研修名:	令和4年度春季研修会	連携企業等:
期間:	令和5年3月28日(火)	対象: 教職員
内容	詳細未定	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき実施した自己点検評価結果について、学校関係者による評価を受けることにより自己点検結果の客観性・透明性を高める。

また、教育活動に関する意見交換を通し、学校と密接に関係する外部の方(関連業界等関係者、関係専門職団体、地域住民、卒業生等)の理解促進や、連携協力による学校運営の改善を図ることを基本方針とし、実践的な職業教育の実施を目指す。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目標・育成人材は適切に定められているか 2 社会のニーズ等を踏まえた学校の構想を抱いているか 3 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか
(2) 学校運営	4 目標等に沿った運営方針が策定されているか 5 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか 6 情報システム等による業務の効率化が図られているか 7 学校内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか 8 教育活動に関する情報公開が適切になされているか
(3) 教育活動	9 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 10 学校行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか 11 授業規律を確保し、状況に応じて指導体制の立て直しが図られているか 12 関連分野の企業、施設、病院、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直しが行われているか 13 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか 14 授業評価の体制が確立され、評価が適切に実施されているか 15 職員の能力開発のための研修が行われているか 16 クラス担任と科目担当の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか
(4) 学修成果	17 就職率の向上は図られているか 18 退学率の低減は図られているか 19 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	20 学生相談に関する体制は整備されているか 21 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 22 保護者と適切に連携しているか 23 卒業生への支援体制はあるか 24 LHRなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか 25 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 26 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が実践されているか
(6) 教育環境	27 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか 28 図書室利用の活性化が図られているか 29 防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	30 学生の募集は適正に行われているか 31 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
(8) 財務	32 中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか 33 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
(9) 法令等の遵守	34 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 35 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
(10) 社会貢献・地域貢献	36 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 37 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員会では学校関係者より他部署との協働体制、入学生確保、学生へのサポート等を中心にさまざまな角度の意見を頂戴しており、その内容に応じて学校・学科経営計画策定や、カリキュラム・授業内容の検討等の教育活動を見直す際の判断材料として意見を反映するよう取り組んでおり、さらなる実践的な職業教育の実施を目指している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年10月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
藪 貴代美	北海道言語聴覚士会 副会長 (医療法人社団明日佳 札幌宮の沢脳神経外科病院)	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	企業等委員 関係専門職 団体
濱本 龍哉	北海道理学療法士会 副会長 (医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院)	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	企業等委員 関係専門職 団体
三浦 邦彦	日本赤十字社 北海道ブロック血液センター	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	企業等委員 卒業生
岸本 隆美	社会福祉法人ほくろう福祉協会	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	企業等委員
松田 弘	札幌市中央区西連合第八町内会	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp/about/johokokai/>

公表時期: 令和3年12月24日(予定)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、企業等の関係者の理解を深めるとともに、さらなる連携・協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することを基本方針とする。これにより、相互の情報交換が促され、学外実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながることを期待される。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	●収容定員、在学学生数 ●カリキュラム(科目編成、授業時間数) ●進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業修了の認定基準等) ●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ●卒業後の進路(主な就職先、就職率等)
(3) 教職員	●教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	●キャリア教育への取り組み状況 ●実習等の取り組み状況 ●就職支援等への取り組み状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	●学校行事への取り組み状況 ●課外活動(サークル活動等)
(6) 学生の生活支援	●学生支援への取り組み状況
(7) 学生納付金・修学支援	●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8) 学校の財務	●貸借対照表、収支計算書
(9) 学校評価	●自己評価、学校関係者評価の結果 ●評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	●学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp/about/johokokai/>

公表時期: 令和4年12月24日

授業科目等の概要

(医療専門課程歯科衛生士科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			人体の構造と機能の基礎概論	「生命・ヒトの生物学」の基礎生物学的な授業を行う。授業を通じて、理論と実践の両面から歯科衛生士の専門性について考察する。生命、誕生、変遷等、生命に関わる内容を学ぶ。	1 前	30	2	○			○		○		
2	○			化学	歯科衛生士として必要不可欠な「物質の状態」「物質の性質」「水溶液」「化学反応」について、基本的な事項を中心として学ぶ。	1 前	15	1	○			○			○	
3	○			情報処理	パソコンで広く利用されている日本語ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能や応用力を身につける。	1 通	30	2		○		○			○	
4	○			心理学	歯科診療を受ける患者の行動を理解するために心理的な観点からのものの見方を学ぶ。ひいては患者と良好なコミュニケーションをはかり信頼関係のもとに円滑な歯科診療を行うことができるための基本的な考え方を理解する。	1 後	30	2	○			○			○	
5	○			倫理学	歯科衛生士として求められる今日の医療倫理について学ぶとともに、医療現場で必要となるコミュニケーションスキルなど、医療倫理を基盤にした実践的な方法を身につける。	1 後	15	1	○			○			○	
6	○			臨床歯科英語	英語を通して、治療や助言を求める患者に対して、患者の疾患状態や、疾患原因とその治療方法、歯科保健指導内容を判りやすく説明できるようになる。	1 後	15	1	○			○			○	
7	○			保健体育	運動・スポーツを通して自己の健康保持・増進・体力の向上を目指し、各種目の練習、ゲームを通して他者とのコミュニケーションをはかり、集団で運動することの意義と楽しさを体験する。 また、女性の身体的特性について学び、生涯にわたる健康づくりの意義を学ぶ。	1 通	30	1			○	○			○	
8	○			解剖学・組織発生学	「解剖学」は、人体各部の形、構造を知り、働きを理解することを目的とする。この目的を達成するために基本的な解剖学のルールをマスターし、人体の構造について名称のみならず、3次元的な立体像をイメージできるようになり、人体の構造から働きを理解する事を最終目標とする。組織学では全身の組織の構成要素を理解し、歯を含む人体の組織について、光学顕微鏡および電子顕微鏡によって観察される構造を学ぶ。	1 前	30	2	○			○			○	
9	○			生理学	生体をつくる60兆個の細胞のしくみからはじまり、生命維持に必須な植物機能、すなわち、血液、循環、呼吸、消化、排泄、体温、内分泌、生殖と、運動を可能とする動物機能、すなわち筋肉、神経、感覚の機能について、生体の機能すべてを学習する。	1 前	15	1	○			○			○	
10	○			栄養・生化学	生命を左右する重要な役割をしている栄養について、食物摂取後の体内に於ける消化・吸収・代謝をはじめ食事摂取基準等を理解し生体の生命現象を理解し、生体に吸収された物質がどのように代謝されて栄養となるか理解する。歯の構成を理解し、う蝕や歯周疾患の成り立ちを理解する。	1 後	30	2	○			○			○	
11	○			口腔解剖学	歯科医学の学問対象である口腔を理解するため、口腔付近の正常解剖を学ぶ。	1 通	30	2	○			○			○	
12	○			歯牙解剖学	歯科衛生士に必要な歯の形態に関する知識を習得し、理解することを目標とする。	1 後	30	2	○			○			○	

13	○		歯型彫刻法	講義で学んだ歯の形態的特徴を、歯の計測・スケッチ・カービングという3種類の手技を通じて3次的に理解する。	1 後	15	1	○	○		○			○	
14	○		口腔生理学	口腔の機能を学習する。「顎・口腔の機能」と「歯と歯周組織の機能」に大きく分け、前者では歯と口腔の感覚、味覚と嗅覚、咬合と咀嚼、嚥下と嘔吐、発声、唾液分泌、後者では、歯と歯周組織の機能について学習する。	1 後	15	1	○			○			○	
15	○		病理学・口腔病理学	病気の原因、病気発生のしくみ、症状などについて学ぶ。前半は病気発生機序の基本を学び、後半は口腔領域に発生する病気について学習する。	1 後	30	2	○			○			○	
16	○		微生物学・口腔微生物学	ヒトに感染する微生物の構造と感染様式を理解し、さらに、そのような病原微生物が侵入してきた時に生体はどのように認識し排除するかを理解し、また、滅菌・消毒を理解し、院内感染対策を立案できることを目的とする。	1 後	30	2	○		△	○			○	
17	○		薬理学・歯科薬理学	薬理学の総論と各薬物の作用、作用機序および使用上の注意点について学ぶ。また歯科治療において使用する薬剤について学習する。	1 後	30	2	○			○			○	
18	○		保健生態学	歯科疾患の予防を通して、心身の健康を増進するために必要な理論および知識を習得する。あわせて、国民の健康と福祉の向上に寄与する専門家としての幅広い視野と見識、問題解決に必要な能力を育てることを目標とする。	1 通	60	4	○			○			○	
19	○		衛生学・公衆衛生学	衛生学の基礎を理解し、生活環境と健康との関連や公衆衛生学の基礎と地域歯科保健について理解し、日常生活との関わりを知ることを目的とする。衛生学・公衆衛生学を身近なものと認識し、問題意識を持って取り組む姿勢を身につけることを目的とする。	1 後	30	2	○			○			○	
20	○		社会歯科	歯科衛生士の業務に関連する様々な法律と、その法律を実際に運用する行政の概要について学習する。	2 前	15	1	○			○			○	
21	○		衛生統計	歯科医療の技術を個人から集団の予防に活かすための方法として、歯科疾患の疫学、歯科衛生統計の基礎を学び、口腔の専門家として幅広い視野と見識で問題解決できる能力を養うことを目標とする。	2 前	15	1	○			○			○	
22	○		歯科衛生学総論Ⅰ	歯科衛生士業務は歯科衛生士法で規定され、歯科衛生士の三大業務として歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導があり、この科目では歯科衛生士業務の概要を学び、業務を円滑に行うためには十分な基礎知識と熟練した手技が必要であることを理解して、これから専門科目を学習するための基盤を築くことを目的とする。	1 通	30	1	○		△	○	○	○	○	
23	○		歯科衛生学総論Ⅱ	継続した口腔の健康管理とライフステージごとの予防管理を担うために、カリオロジーに基づく齲蝕予防とペリオドントロジーに基づく歯周病予防の考え方を学び、科学的根拠に裏付けられた業務を展開する方法として歯科衛生過程を学ぶ。	2 通	15	1	○			○			○	○
24	○		歯科衛生学総論Ⅲ	動機付け面接を応用した禁煙支援について演習を行うことで歯科衛生業務の実践に必要な基礎力を身につける。大規模災害における歯科衛生士の役割について学び、他職種との連携やチーム医療の意義を理解する。	3 通	15	1	○			○			○	
25	○		臨床歯科総論	歯科衛生士学生がこれから歯科医学や歯科臨床を学習するために必要な基礎知識について学ぶ。	1 前	15	1	○			○			○	
26	○		保存修復学	初めに歯科保存学（特に齲蝕学）の概要と口腔診査について学び、引き続き硬組織の保存修復について学ぶ。	2 前	30	1	○			○			○	
27	○		歯内療法学	齲蝕の重症化にともなって起こる歯髄および根尖部歯周組織の炎症は、日常臨床でよく見られる疾患であり、歯内療法は、その予防と治療を行うものである。各疾患の原因、臨床症状の理解とその治療法を関連づけて習得する。	2 前	30	1	○			○			○	
28	○		歯周治療学	歯周病の原因、臨床症状並びに治療法を学び、歯周治療における歯科衛生士の役割を理解する。	2 前	30	1	○			○			○	

29	○		歯科補綴学	歯科治療における歯科補綴学の役割および意義を十分理解し、知識の裏付けを持った上で診療（補助）行為に従事できるように知識を習得する。	2 前	30	1	○			○			○	
30	○		口腔外科学	拔牙を中心に手術学の基本を学び、創治療、消毒法・感染予防対策、手術器具・材料の管理・取扱いを学ぶ。また、口腔粘膜疾患、口腔外科的病変（口腔顎顔面領域の先天異常、顔面外傷、嚢胞、腫瘍など）について学び、術前、術後の患者に対する指導内容を理解する。	2 前	30	1	○			○			○	
31	○		歯科麻酔学	歯科治療で使用する局所麻酔に関して、準備や補助だけでなく危険性や緊急時対応などの危機管理が必要であり、これらの項目に関する知識の習得を目的とする。	2 前	15	1	○			○			○	
32	○		小児・障害者 歯科学	小児の歯科診療における対処法、診療補助を学ぶ。小児の口腔疾患の特徴を良く理解し、歯科衛生士の業務である予防処置及び保健指導が小児期の臨床活動や公衆衛生活動等でどのように実践されているかを学び、小児期からの口腔管理の大切さを知る。障害者歯科に関する知識を習得し歯科衛生士の役割を理解できるようになる。	2 前	45	3	○			○			○	
33	○		歯科矯正学	矯正歯科治療の意義、背景、内容、矯正歯科治療における歯科衛生士の役割を理解する。一般歯科診療に従事する場合においても、不正咬合やその矯正歯科治療に関する質問に対して的確な返事が出来るように、必要な知識を習得する。	2 前	30	1	○			○			○	
34	○		高齢者歯科・ 摂食・嚥下機 能学	将来、歯科衛生士になる学生が高齢者の歯科医療にかかわるために必要な基礎知識について学ぶ。また、摂食嚥下に関わる解剖学的知識を学び、高齢期における摂食嚥下障害と歯科衛生士の役割について理解することをねらいとする。	2 前	45	3	○			○			○	
35	○		口腔健康管理	放射線の発生原理、実際の歯科診療に使用される撮影法および補助の仕方、現像法を学びさらに放射線防護の考え方を学ぶ。また、有病者に対する医療連携体制を理解し、5疾病の病態と歯科治療、歯科衛生業務の果たす役割を学ぶ。	2 前	30	1	○			○			○	
36	○		歯科予防処置 Ⅰ	歯科の二大疾患である「齲蝕」と「歯周病」を予防し、健康な生活の基礎を築くことに歯科衛生士としてどのように関わっていくのかを、講義・実習を重ねながら理解し、「予防的歯石除去」について基本的手技を習得する。	1 通	90	3	△			○	○		○	
37	○		歯科予防処置 Ⅱ	予防的歯石除去法については、診査・探査・ブローピング・スケーリング・ルートプレーニング・探査・歯面研磨までの一連の流れの中で、機械的操作に習熟し、口腔内での的確な操作を行う能力を養います。	2 通	90	3	△			○	○		○	○
38	○		歯科予防処置 Ⅲ	患者さんを対象とした、齲蝕や歯周疾患に対する予防処置や保健指導の継続的な指導管理の流れを理解し生涯を通じた予防管理の重要性を学習します。	3 通	30	1	○			△	○		○	○
39	○		齲蝕予防処置 Ⅰ	歯科衛生士がプロフェッショナルケアとして行う齲蝕予防処置法を理解し、知識と基本的手技を習得する。	1 通	30	1	○			△	○		○	
40	○		齲蝕予防処置 Ⅱ	齲蝕発生のメカニズム、リスクに応じた齲蝕予防処置の実践を学ぶ。	3 後	15	1	○			△	○		○	○
41	○		歯科保健指導 Ⅰ	疾患を抱えている人に対して病気が治癒するように、また健康な人に対しては、健康状態を保ち快適な生活を営むために必要な歯科保健指導および歯科衛生教育の基本的知識・技術を習得し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養う。	1 通	90	3	△			○	○		○	○
42	○		歯科保健指導 Ⅱ	歯科衛生士が行う歯科保健指導の方法、ライフステージ別患者への歯科衛生介入について学ぶ。	2 通	60	2	△			○	○		○	
43	○		歯科保健指導 Ⅲ	1・2年の授業・臨床実習で習得した知識や技術、患者対応について十分理解を深めるとともに、集団に対する指導の問題解決に必要な能力を養う。	3 通	60	2	△			○	○	○	○	○

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
【履修方法】 教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。この履修の認定は、当該科目の授業時間時数の80%以上の出席をもってする。また、履修した科目の評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとする。	1 学年の学期区分	2 期
	1 学期の授業期間	2 1 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。